

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年1月30日付鳥取県告示第60号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

上田 哲市	八頭郡八頭町西谷字城矢白644の2
大谷文治郎	〃
垣田八右衛門	〃
垣田徳左衛門	〃
垣田善左衛門	〃
岸田 正雄	〃
田見 英雄	〃
村中拾一郎	〃
下田 健	八頭郡八頭町西谷字城矢白644の3
中尾つゆ子	〃
西村 龍一	〃
松田 亨	〃

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西川 元藏	八頭郡八頭町志子部字大鳴358
〃	八頭郡八頭町志子部字大鳴369
有限会社東光 商会	八頭郡八頭町見槻中字糸谷99
藤田 一	八頭郡八頭町橋本字藤足谷67の1
田中 保治	八頭郡八頭町橋本字藤足谷651
無限責任國中 信用購買販売 利用組合	八頭郡八頭町塩上字大平456
〃	八頭郡八頭町塩上字上土居269
〃	八頭郡八頭町塩上字上土居271
堀場 正雄	八頭郡八頭町塩上字大平457
〃	八頭郡八頭町塩上字大平459
〃	八頭郡八頭町塩上字大平460
〃	八頭郡八頭町塩上字大平490
瀬戸根邦正	八頭郡八頭町塩上字上土居274の3
西川百太郎	八頭郡八頭町志子部字大鳴359
〃	八頭郡八頭町志子部字大鳴364
西川與平治	八頭郡八頭町志子部字大鳴361
西河定次郎	八頭郡八頭町志子部字大鳴362
〃	八頭郡八頭町志子部字大鳴363

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西川 元藏	八頭郡八頭町大江字ソフケ畑1856
〃	八頭郡八頭町見槻字石黒716
小林美和三	八頭郡八頭町見槻字瀬戸山817の2
西村 良平	八頭郡八頭町見槻中字蓮花寺18

〃	八頭郡八頭町見槻中字蓮花寺20
〃	八頭郡八頭町見槻中字蓮花寺21
西村爲次郎	八頭郡八頭町見槻中字蓮花寺19
西川百太郎	八頭郡八頭町志子部字小志子部172
西河定次郎	八頭郡八頭町志子部字葛ヶ谷388
花木 甚一	八頭郡八頭町志子部字明地ヶ鳴460
山根 君男	八頭郡八頭町志子部字小志子部173
〃	八頭郡八頭町志子部字小志子部174
〃	八頭郡八頭町志子部字小志子部178の2
〃	八頭郡八頭町志子部字小志子部180
中田甚次郎	八頭郡八頭町志子部字小志子部175
〃	八頭郡八頭町志子部字小志子部175の1
〃	八頭郡八頭町志子部字小志子部177
岩城 貞次	八頭郡八頭町船岡字天満1664の2
小倉榮治郎	〃
小島 菊男	〃
上月 力	〃
上月 義晴	〃
上月 守	〃
西村八重子	〃
野村 計壽	〃
花原 壽延	〃
松本 實	〃
森田 もと	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課